

EU の温室効果ガス削減に係る努力分担規則

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 田村 祐子

目 次

はじめに

I 努力分担規則の制定

II 努力分担規則の改正

1 背景及び経緯

2 改正の内容

III 努力分担規則の主な内容

1 主題及び適用範囲（第 1 条、第 2 条）

2 2021 年から 2030 年までの温室効果ガス排出量に関する規定（第 4 条、別表 I）

3 柔軟性措置（第 5 条～第 7 条）

4 その他

おわりに

翻訳：パリ協定の下での約束を果たすための気候変動対策に貢献する、2021 年から 2030 年までの加盟国による拘束力のある年次温室効果ガス排出量削減及び規則（EU）No 525/2013 の改正に関する 2018 年 5 月 30 日の欧州議会及び理事会規則（EU）2018/842（EEA 関連文書）

キーワード：パリ協定、温室効果ガス削減、気候中立

要 旨

2018年5月、パリ協定を踏まえたEUの温室効果ガス削減目標の達成に貢献するため、「パリ協定の下での約束を果たすための気候変動対策に貢献する、2021年から2030年までの加盟国による拘束力のある年次温室効果ガス排出量削減に関する、及び規則（EU）No 525/2013を改正する2018年5月30日の欧州議会及び理事会規則（EU）2018/842（EEA関連文書）」（通称「努力分担規則」）が制定された。その後、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする気候中立目標等を定める欧州気候法が2021年6月に制定されたこと等を受けて、2023年4月、同規則の目標値を引き上げる改正がなされた。改正後の同規則は、温室効果ガス排出量の約6割を占める運輸、農業等の分野において、2030年に当該排出量を2005年比で40%削減するというEUの目標を達成するために、2021年から2030年までの排出量削減割合を一人当たりGDPに応じて各加盟国に設定するものである。

はじめに

気候変動対策は、国境を超えた世界的な課題であり、その解決には国際的協力が不可欠である。EUは、2005年に世界で初めて温室効果ガスの排出量取引制度（EU Emissions Trading System: EU ETS）を導入し⁽¹⁾、2015年12月に締結されたパリ協定⁽²⁾では、その交渉妥結に中心的な役割を果たすなど⁽³⁾、世界を牽引（けんいん）する立場として積極的にこの課題に取り組んできた。

EUにおいては、EU ETSを確立する指令（以下「EU ETS 指令」という。）⁽⁴⁾、土地利用に係る温室効果ガス排出削減及び除去に関する規則（以下「LULUCF 規則」という。）⁽⁵⁾、そして加

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年7月10日である。

(1) “Development of EU ETS (2005-2020).” European Commission website <https://climate.ec.europa.eu/eu-action/carbon-markets/eu-emissions-trading-system-eu-ets/development-eu-ets-2005-2020_en>

(2) パリ協定は、国際連合気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC）の下、2020年以降の温室効果ガス排出量削減等のための国際枠組みを定めるため、2015年にパリで開催された第21回締約国会議（COP21）において採択された。同協定は、EUについては2016年11月、日本については同年12月（平成28年条約第16号）に効力を発生した。「パリ協定」2016.12.8. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000810.html>; “Paris Agreement on climate change.” European Commission website <<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/paris-agreement-climate/>>

(3) 「地球温暖化対策の歴史的合意「パリ協定」」2016.1.19. EU MAG ウェブサイト <<https://eumag.jp/behind/d0116/>>

(4) Directive 2003/87/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 2003 establishing a scheme for greenhouse gas emission allowance trading within the Community and amending Council Directive 96/61/EC (Text with EEA relevance), OJ L 275, 25.10.2003, pp.32-46. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2003/87/2024-03-01>>

(5) Regulation (EU) 2018/841 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on the inclusion of greenhouse gas emissions and removals from land use, land use change and forestry in the 2030 climate and energy framework, and amending Regulation (EU) No 525/2013 and Decision No 529/2013/EU (Text with EEA relevance), OJ L 156, 19.6.2018, pp.1-25. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2018/841/2023-05-11>> LULUCF 規則は、森林や農地等からの温室効果ガスの排出量と除去量の算定基準を定め、排出量が除去量を上回らないようにすること等を規定する。濱野恵「欧州気候法—気候中立（温室効果ガス排出量実質ゼロ）目標の法定化—」『外国の立法』No.291, 2022.3, p.9. <<https://doi.org/10.11501/12164992>>

盟国に温室効果ガス排出量の削減義務を割り当てる規則（Effort Sharing Regulation. 以下「努力分担規則」という。）⁽⁶⁾ が気候変動緩和に係る主要な 3 つの仕組みを規定するものとして位置付けられている⁽⁷⁾。

本稿は、EU の気候変動対策の主要な立法の 1 つである努力分担規則について、その制定及び改正の経緯並びに同規則の概要を解説し、同規則の本文を翻訳するものである。

I 努力分担規則の制定

EU ETS 指令は、その対象分野をエネルギー産業や製造業等に限定している⁽⁸⁾。一方、同指令の対象とならない、運輸、建築、農業等の分野から排出される温室効果ガスが EU 域内の総排出量の約 6 割を占めている⁽⁹⁾。そのため、2009 年 4 月、EU ETS 指令の対象外となる分野について温室効果ガス排出量の削減目標を定める、努力分担決定（Decision No 406/2009/EC）⁽¹⁰⁾ が制定された。同決定は、2020 年に 2005 年比で温室効果ガス排出量を 10% 削減するという目標のために加盟国に排出量を割り当てるものであったことから、2021 年以降については新たな立法を行う必要があった。

パリ協定に先立ち、欧州委員会は、2014 年 1 月 22 日、政策文書「2020 年から 2030 年までの気候・エネルギー政策枠組み」（COM (2014) 15）⁽¹¹⁾ を公表した。同文書において、2030 年に 1990 年比で 40% 温室効果ガス排出量削減という目標の設定が提案されると同時に、分野別の削減目標としては、2030 年に 2005 年比で ETS 対象分野では 43%、非 ETS 対象分野では 30% の削減を達成しなければならないとされた⁽¹²⁾。この非 ETS 対象分野に係る目標を踏まえて、2016 年 7 月 20 日、2021 年から 2030 年までの各加盟国の年次温室効果ガス排出量の削減割合を定める規則案（COM (2016) 482）が提出された。同規則案は、若干の修正を経て、2018 年 4 月 17 日に欧州議会で、同年 5 月 14 日に EU 理事会でそれぞれ承認され、同月 30 日、努

(6) パリ協定の下での約束を果たすための気候変動対策に貢献する、2021 年から 2030 年までの加盟国による拘束力のある年次温室効果ガス排出量削減及び規則（EU）No 525/2013 の改正に関する 2018 年 5 月 30 日の欧州議会及び理事会規則（EU）2018/842（EEA 関連文書）Regulation (EU) 2018/842 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on binding annual greenhouse gas emission reductions by Member States from 2021 to 2030 contributing to climate action to meet commitments under the Paris Agreement and amending Regulation (EU) No 525/2013 (Text with EEA relevance), OJ L 156, 19.6.2018, pp.26-42. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2018/842/oj>>

(7) 奥真美「第 2 章 外国法における気候変動法制の進展 1 EU」大塚直編『気候変動を巡る法政策』信山社、2023, p.129; Edwin Woerdman, et al. *Essential EU Climate Law*, Second Edition, Cheltenham: Edward Elgar Publishing, 2021, p.30.

(8) “Scope of the EU ETS.” European Commission website <https://climate.ec.europa.eu/eu-action/carbon-markets/eu-emissions-trading-system-eu-ets/scope-eu-ets_en>

(9) “Effort sharing 2021-2030: targets and flexibilities.” European Commission website <https://climate.ec.europa.eu/eu-action/effort-sharing-member-states-emission-targets/effort-sharing-2021-2030-targets-and-flexibilities_en>

(10) Decision No 406/2009/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the effort of Member States to reduce their greenhouse gas emissions to meet the Community’s greenhouse gas emission reduction commitments up to 2020, OJ L 140, 5.6.2009, pp.136-148. <<https://data.europa.eu/eli/dec/2009/406/oj>>

(11) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, A policy framework for climate and energy in the period from 2020 to 2030,” COM (2014) 15 final, 22.1.2014. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52014DC0015>> パリ協定との関係における同文書の位置付けについては、田村祐子「【EU】COP21 合意と EU の温室効果ガス削減目標」『外国の立法』No.266-2, 2016.2, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/9851741>> を参照。

(12) *ibid.*, p.5.

力分担規則として制定され、同年7月9日に施行された。

同規則は、全17か条及び別表4部から成り、2030年の温室効果ガス排出量を2005年比で30%削減するために、各加盟国が達成すべき最低限の削減目標を定めている（第4条）⁽¹³⁾。

Ⅱ 努力分担規則の改正

1 背景及び経緯

2019年12月、欧州委員会は「欧州グリーン・ディール」(COM(2019) 640)を公表し、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする気候中立を達成するという目標の法定化と、2030年までの温室効果ガス排出量の削減目標をこれまでの1990年比40%から少なくとも50%に引き上げ、更に55%削減を目指すための影響評価を実施し、2021年までに関連法令の見直しを行うとした⁽¹⁴⁾。これを受けて、2020年3月に気候中立目標等を定める欧州気候法案(COM(2020) 80)が提出され、同法案は2021年6月30日、欧州気候法⁽¹⁵⁾として制定された。さらに同年7月14日、2030年までの温室効果ガス排出量の削減目標を1990年比で55%とするための包括的な政策パッケージである「Fit for 55」(COM(2021) 550)⁽¹⁶⁾が公表された。同パッケージでは、分野別の削減目標として、2030年に2005年比でETS対象分野では61%、非ETS対象分野では40%の削減達成が必要であるとされた⁽¹⁷⁾。また、この非ETS対象分野の削減目標を達成するために、努力分担規則を改正し、各加盟国の温室効果ガス削減目標の引き上げを行うことが示されており⁽¹⁸⁾、同日付けで、努力分担規則の改正規則案(COM(2021) 555)⁽¹⁹⁾が提案された。改正規則案は、若干の修正を経て⁽²⁰⁾、2023年3月14日に欧州議会で、

(13) 以下、特に断りがない限り、条名は努力分担規則のものである。

(14) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, The European Green Deal,” COM(2019) 640 final, 11.12.2019, p.4. <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:b828d165-1c22-11ea-8c1f-01aa75ed71a1.0002.02/DOC_1&format=PDF>

(15) Regulation (EU) 2021/1119 of the European Parliament and of the Council of 30 June 2021 establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulations (EC) No 401/2009 and (EU) 2018/1999 (‘European Climate Law’), OJ L 243, 9.7.2021, pp.1-17. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2021/1119/oj>> 欧州気候法の解説及び翻訳は、濱野前掲注(5), pp.1-28を参照。

(16) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: ‘Fit for 55’: delivering the EU’s 2030 Climate Target on the way to climate neutrality,” COM(2021) 550 final, 14.7.2021. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52021DC0550>>; 濱野恵「[EU] 温室効果ガス削減政策パッケージ「Fit for 55」の公表」『外国の立法』No.289-2, 2021.11, pp.22-23. <<https://doi.org/10.11501/11863399>>

(17) *ibid.*, pp.5-6.

(18) European Commission, *op.cit.*(16), pp.3, 5.

(19) European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2018/842 on binding annual greenhouse gas emission reductions by Member States from 2021 to 2030 contributing to climate action to meet commitments under the Paris Agreement,” COM(2021) 555 final, 14.7.2021. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52021PC0555&qid=1771313102792>>

(20) 改正規則案では、努力分担規則とLULUCF規則の両方で義務遵守が困難な加盟国に対する措置として、既存の予備的な排出枠である「安全リザーブ(Safety Reserve)」(第11条)に追加して、予備的な排出枠を確保する規定を設けていたが、審議過程において、欧州議会がその必要性について疑問を呈し、当該規定は削除された。European Parliament, “Revising the Effort-sharing Regulation for 2021-2030: ‘Fit for 55’ package,” p.6. <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/698812/EPRS_BRI\(2021\)698812_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/698812/EPRS_BRI(2021)698812_EN.pdf)>; Dessislava Yougova, “Review of the Effort-Sharing Regulation - Q2 2021,” 2026.1. <<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/carriage/review-of-the-effort-sharing-regulation/report?sid=9901>>

同月 28 日に EU 理事会でそれぞれ承認され、同年 4 月 19 日、改正規則 (Regulation (EU)2023/857)⁽²¹⁾ が制定され、同年 5 月 16 日に施行された。

2 改正の内容

改正により、非 ETS 対象分野における 2030 年の温室効果ガス排出量の削減目標が、2005 年比で 30% から 40% へと引き上げられた (第 1 条)。それに伴い、当該目標を達成できるように、加盟国に割り当てられる削減目標についても、より高い目標へと変更された (第 4 条、別表 I)。具体的には、2030 年における改正前の削減目標は、最も負担の軽い加盟国であるブルガリアが 2005 年比 0%、最も負担の重いルクセンブルク及びスウェーデンが 2005 年比 -40% だったのに対し、改正後は、ブルガリア -10%、ルクセンブルク及びスウェーデン -50% に引き上げられている⁽²²⁾。また、EU ETS 指令の改正に伴い、適用範囲の規定に若干の変更があった (詳細は「III 1」参照)。新たな規定として、科学的助言 (第 15a 条) が追加され、気候変動に関する欧州科学諮問委員会⁽²³⁾ が努力分担規則による EU の措置等に関して、科学的助言を行うことができること、欧州委員会は、今後の措置に関連して当該助言を考慮しなければならないことが定められた。

III 努力分担規則の主な内容

1 主題及び適用範囲 (第 1 条、第 2 条)

努力分担規則は、同規則が適用される対象分野 (次段落参照) における温室効果ガス排出量を、2030 年に 2005 年比で 40% 削減するという EU の目標を達成するために、2021 年から 2030 年までの加盟国の最低限の貢献に関する義務を定める (第 1 条)。同規則は、遅くとも 2050 年までに気候中立を達成するという長期的な目標に貢献し、それ以降マイナスの排出量を達成することを目的とし、それにより、欧州気候法及びパリ協定の目標達成に貢献する (同条)。

努力分担規則は、気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change: IPCC)⁽²⁴⁾ の排出源区分のうち、エネルギー、産業プロセス及び製品の使用、農業並びに廃棄

(21) Regulation (EU) 2023/857 of the European Parliament and of the Council of 19 April 2023 amending Regulation (EU) 2018/842 on binding annual greenhouse gas emission reductions by Member States from 2021 to 2030 contributing to climate action to meet commitments under the Paris Agreement, and Regulation (EU) 2018/1999 (Text with EEA relevance), OJ L 111, 26.4.2023, pp.1-14. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2023/857/oj>>

(22) フィンランド、デンマーク、ドイツについては、改正前は、それぞれ、-39%、-39%、-38% であったが、改正後は、ルクセンブルク・スウェーデンと同じく -50% まで引き上げられた。

(23) 気候変動に関する欧州科学諮問委員会 (European Scientific Advisory Board on Climate Change) は、気候変動に関する科学的知見に基づき助言や報告、情報共有等を行う機関であり、専門知識を有する 15 人 (欧州環境庁の意思決定機関である運営委員会により任命される。) で構成される。濱野 前掲注 (5), p.13.

(24) 気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change: IPCC) は、世界気象機関 (WMO) と国際連合環境計画 (UNEP) により設立された組織であり、その重要な役割は、各国政府の気候変動に関する政策に対し、科学的な基礎を与えることである。各国の政府から推薦された科学者が参加し、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、報告書を公表しており、IPCC の報告書は、世界中の政策決定者から引用され、気候変動枠組条約を始めとする国際交渉や、国内政策のための基礎情報となっている。「IPCC とは」2016.6.30. 国立環境研究所ウェブサイト <<https://www.nies.go.jp/kanko/kankyogi/61/column2.html>>; 「気候変動対策を科学的に! 「IPCC」ってどんな組織?」2022.10.12. 経済産業省資源エネルギー庁ウェブサイト <<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/ipcc.html>>

物からの温室効果ガス排出量に適用される（第2条第1項）。ただし、EU ETS 指令別表 I ⁽²⁵⁾ に掲げる活動から排出される温室効果ガスについては、海運活動と EU ETS 指令第 14 条（同指令別表 I の活動からの排出量の監視と報告に関する規定）及び第 15 条（報告の検証並びに検証機関の認定及び監督に関する規定）の目的のためにのみ掲げる活動 ⁽²⁶⁾ を例外として、適用対象外とする（同項）。また、LULUCF 規則の対象となる温室効果ガスの排出量及び除去量についても、適用対象外とする（同条第2項）。IPCC の排出源区分のうち、民間航空機からの二酸化炭素排出量は、ゼロとみなすものとする ⁽²⁷⁾（同条第3項）。

2 2021 年から 2030 年までの温室効果ガス排出量に関する規定（第4条、別表 I）

加盟国は、2030 年において、2005 年比で別表 I 第 2 欄において一人当たり GDP に応じて各加盟国に設定された割合まで温室効果ガス排出量を制限しなければならない（第4条第1項、努力分担規則（改正前）前文(2)）。例えば最も負担の軽い加盟国であるブルガリアは -10%、最も負担の重い加盟国（ルクセンブルク、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、ドイツ）には -50% が割り当てられている（別表 I 第 2 欄）。この目標を達成するために、加盟国は、2021 年から 2030 年までの各年について、柔軟性措置（次節「3」参照）等も考慮して、排出量の上限を必ず超えないようにしなければならない（同条第2項）。同項では、3つの期間((a)2021 年及び 2022 年、(b)2023 年から 2025 年まで、(c)2026 年から 2030 年まで)に分けて、それぞれ排出量上限の始点と終点を指定し、加盟国は当該始点及び終点を結んでできる直線の軌道により定められる上限を各年の排出量が超えないようにしなければならないと規定している（表参照）。

表 各加盟国に割り当てられた排出量の上限の算出方法

	(a)	(b)	(c)
対象年	2021, 2022	2023 ~ 2025	2026 ~ 2030
軌道の始点の値	2016 年、2017 年、2018 年の温室効果ガス排出量の平均値	2022 年の温室効果ガス排出量	2021 年、2022 年、2023 年の温室効果ガス排出量の平均値
軌道の始点の位置	2019 年から 2020 年までの期間の 12 分の 5 の時点（2019 年 5 月末若しくは同年 6 月初め）又は 2020 年のいずれかで排出割当量が少ない方	2022 年	2023 年から 2024 年までの期間の 12 分の 9 の時点（2023 年 9 月末又は同年 10 月初め）
軌道の終点	別表 I 第 1 欄 当該加盟国の割合 (2005 年比で -40 ~ 0%)	別表 I 第 2 欄 当該加盟国の割合 (2005 年比で -50 ~ -10%)	別表 I 第 2 欄 当該加盟国の割合 (2005 年比で -50 ~ -10%)

（出典）パリ協定の下での約束を果たすための気候変動対策に貢献する、2021 年から 2030 年までの加盟国による拘束力のある年次温室効果ガス排出量削減及び規則（EU）No 525/2013 の改正に関する 2018 年 5 月 30 日の欧州議会及び理事会規則（EU）2018/842（EEA 関連文書）第 4 条第 2 項及び別表 I を基に筆者作成。

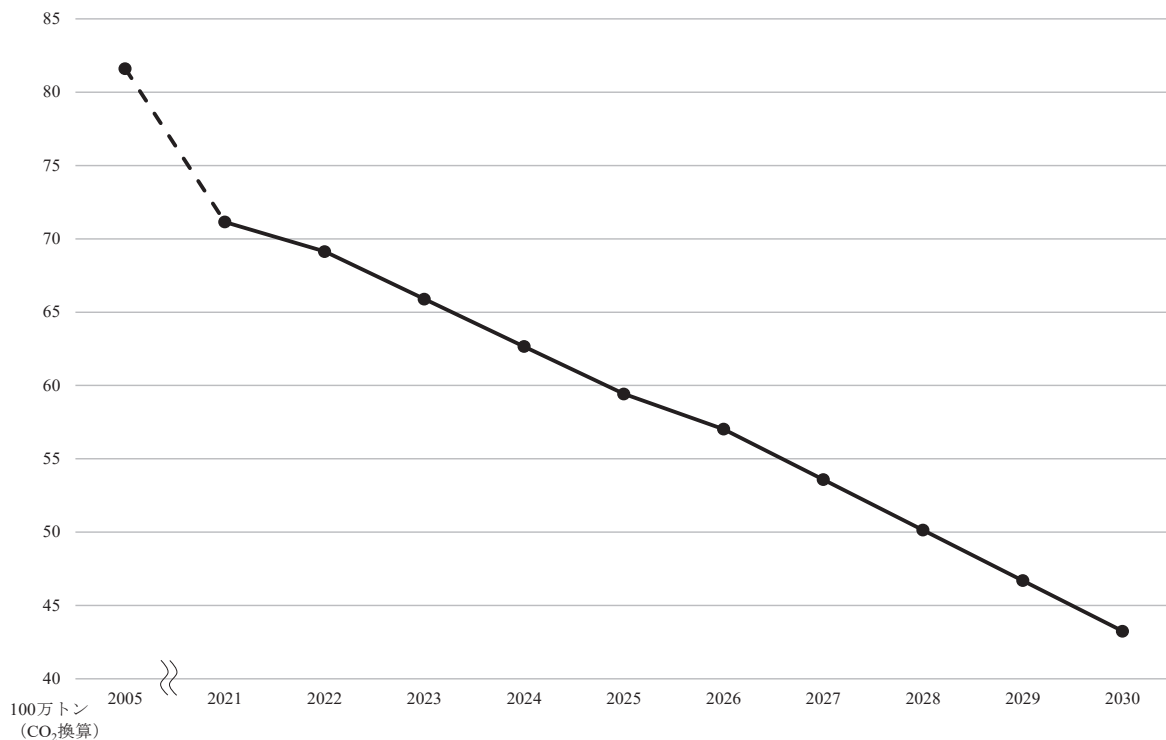
(25) EU ETS 指令別表 I は、同指令が適用される活動について、その種類（一定規模以上の施設における燃料の燃焼、木材・繊維素材からのパルプの製造、ガラスの製造、アンモニアの製造、一般的な域内航空輸送等）と当該活動により生成される温室効果ガスの種類を表にまとめている。

(26) EU ETS 指令別表 I に掲げる一定規模以上の一般廃棄物焼却施設における燃料の燃焼を指す。

(27) 現在、各加盟国の温室効果ガスインベントリ（排出量をまとめたデータ）や各加盟国・EU の登録簿に報告されているデータでは、国レベルで民間航空機の二酸化炭素排出量を決定するには不十分であり、加盟国や中小企業に過度な負担を課すべきではないとしている（努力分担規則（改正前）前文(16)）。

なお、具体的な数値については、欧州委員会が実施決定を定めることとしており（同条第3項）、この規定に基づき、2023年12月に欧州委員会実施決定（Commission Implementing Decision (EU) 2020/2126）⁽²⁸⁾ が定められている。一例として、ベルギーは、2030年までに2005年比-47%が割り当てられており（別表I第2欄）、欧州委員会実施決定において定められた数値をグラフにすると図のとおりとなる（図参照）。

図 ベルギーの2021～2030年の排出量上限



（出典） Commission Implementing Decision (EU) 2020/2126 of 16 December 2020 on setting out the annual emission allocations of the Member States for the period from 2021 to 2030 pursuant to Regulation (EU) 2018/842 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance) 別表 I 及び別表 II を基に筆者作成。

3 柔軟性措置（第5条～第7条）

第5条から第7条までは、第4条の年次排出割当量を達成するために加盟国が利用できる、柔軟性をもたらす措置について規定している。

第5条は、柔軟性措置のうち、借入れ、繰越し（banking）及び移転について規定する（第5条）。加盟国は、次の柔軟性措置を採ることができる。①一定割合（2021年から2025年までは7.5%、2026年から2029年までは5%を上限とする。）を翌年の年次排出割当量から借り入れること（同条第1項、第2項）。②年次排出割当量を下回った場合には、その余剰分の一定割合（2021年は75%、2022年から2029年までは25%までを上限とする。）を、2030年まで繰り越せること（同条第3項）。③年次排出割当量の一定割合（2021年から2025年までは10%、2026年から2030年までは15%を上限とする。）を、他の加盟国に移転できること（同

(28) Commission Implementing Decision (EU) 2020/2126 of 16 December 2020 on setting out the annual emission allocations of the Member States for the period from 2021 to 2030 pursuant to Regulation (EU) 2018/842 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance), OJ L 426, 17.12.2020, pp.58-64. <https://data.europa.eu/eli/dec_impl/2020/2126/oj>

条第4項)。④ある年の検討済みの温室効果ガス排出量が、①～③及び第6条（次段落参照）の柔軟性措置を適用してもなお、年次排出割当量を下回る場合、その余剰分を他の加盟国に移転できること（第5条第5項）。なお、加盟国は、③及び④の移転によって発生した収益を、EU又は第三国における気候変動に対処するために使用しなければならない（同条第6項）。

第6条は、EU ETS 排出枠を取り消して、取消し相当分を努力分担規則の割当量に充当できる柔軟性措置である（第6条）。別表Ⅱに掲げる9か国⁽²⁹⁾については、EU ETS 排出枠を取り消す代わりに、その取り消した量に相当する、努力分担規則の割当量を別表Ⅱに掲げる割合を上限として、受け取ることができる⁽³⁰⁾。

第7条は、LULUCF 規則に関連する柔軟性措置である。加盟国は、ある年の温室効果ガス排出量が年次排出割当量を超えたとき、複数の条件に該当する場合には、LULUCF 規則の適用範囲である森林や農地等の吸収源によって除去される純除去総量⁽³¹⁾2億6220万CO₂換算トン⁽³²⁾を上限として、当該年に割り当てられた排出量の義務を果たすために当該除去量を計算に入れることができる（第7条、別表Ⅲ）。

4 その他

第8条は、是正のための行動に関する規定である。第4条を遵守するために加盟国が行動していないと欧州委員会が判断した場合に、加盟国は3か月以内に是正行動計画を作成し、提出しなければならないと定める。第9条は、法令遵守の確認について定めており、年次排出割当量を超えた場合の措置について規定する。第10条は、EU ETS 指令の規定に基づく、欧州委員会による各加盟国の年次排出割当量の調整に関する規定である。第11条は、予備的な排出枠である「安全リザーブ」について、1億500万CO₂換算トン上限としてEU登録簿⁽³³⁾（第12条に規定）に設定されるもので、一定の条件を満たす加盟国は、第5条から第7条までの柔軟性措置に加えてこれを利用できることを規定する。欧州委員会は、年次排出割当量や柔軟性措置等について、一元管理用のデータベースであるEU登録簿を通じて正確に計算されるよう、委任行為（delegated acts. 第13条に規定）⁽³⁴⁾を採択しなければならない（第12条）。第13

(29) ベルギー、デンマーク、アイルランド、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、オーストリア、フィンランド、スウェーデンの9か国。

(30) “Denmark and Luxembourg reduce their ETS flexibility use under the Effort Sharing Regulation,” 17 July 2025. European Commission website <https://climate.ec.europa.eu/news-other-reads/news/denmark-and-luxembourg-reduce-their-ets-flexibility-use-under-effort-sharing-regulation-2025-07-17_en>

(31) LULUCF 規則の適用範囲である森林や農地等の吸収源から排出される温室効果ガスを、実際の除去量から差し引いた量を指す（LULUCF 規則第4条）。“2.4 Carbon dioxide removal from the atmosphere,” 2025.9.29. European Environment Agency website <<https://www.eea.europa.eu/en/europe-environment-2025/thematic-briefings/climate-change/carbon-dioxide-removal>>

(32) 2021年から2025年まで、2026年から2030年までの2つの期間に分け、それぞれ上限の半分（1億3110万CO₂換算トン）を超えない範囲で利用できる（第7条）。“Effort sharing 2021-2030: targets and flexibilities,” *op.cit.*(9) 加盟国への割当量は、農業からの排出量の割合に応じており、最も少ない加盟国はマルタで3万CO₂換算トン、最も多い加盟国はフランスで5820万CO₂換算トンとなっている（別表Ⅲ）。*ibid.*

(33) EU ETS 排出枠の一元管理のためのデータベースで、欧州委員会が運営し、EU ETS 指令の対象となる設備の一覧や排出枠の取引に関する情報、事業者のCO₂排出量等が記録されている。“Union Registry,” EUR-Lex website <https://climate.ec.europa.eu/eu-action/carbon-markets/eu-emissions-trading-system-eu-ets/union-registry_en>

(34) 委任行為とは、EU 運営条約第290条に基づき欧州委員会が採択する非立法行為（non legislative acts）であり、立法行為（legislative acts. 規則、指令、決定を指す。）の非本質的要素を修正又は補足するものである。委任規則、委任指令、委任決定が存在し、「一般的適用性を有する非立法行為」の性格を伴う。“Delegated acts,” European Union website <<https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/glossary/delegated-acts.html>>; 庄司克宏『新EU法 基礎篇』岩波書店, 2013, p.210.

条は、委任行為を採択する際の要件について規定している。第 14 条は、欧州委員会が気候変動委員会 (Climate Change Committee)⁽³⁵⁾ の補佐を受けると規定する。国際情勢やパリ協定及び欧州気候法の目標達成のために行われる取組等を考慮して、努力分担規則の内容の検討は継続されるものとする (第 15 条)。

おわりに

欧州委員会は、2025 年 5 月 27 日、加盟国が提出した国家エネルギー・気候計画に対する評価を公表し⁽³⁶⁾、努力分担規則に基づく温室効果ガス排出量の削減目標 (2030 年までに 2005 年比 40% 減) については、2 ポイント不足の 38% となる見込みであると発表した⁽³⁷⁾。

一方、温室効果ガス排出量削減に対する EU の取組は継続しており、2025 年 11 月には、「国が決定する貢献 (Nationally Determined Contribution: NDC)」として、温室効果ガスを 2035 年までに 1990 年比で 66.25 ~ 72.5% 削減するという新たな目標を提出した⁽³⁸⁾。また、2026 年 3 月には、2040 年の温室効果ガス排出量の削減目標を 1990 年比で 90% 減とするために欧州気

(35) 気候変動委員会設置の根拠となるのは、「各加盟国が欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組みに関する規定及び一般原則を定める 2011 年 2 月 16 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 182/2011 (Regulation (EU) No 182/2011 of the European Parliament and of the Council of 16 February 2011 laying down the rules and general principles concerning mechanisms for control by Member States of the Commission's exercise of implementing powers, OJ L 55, 28.2.2011, pp.13-18. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2011/182/oj>>)」である。委員会 (Committee) とは、EU 立法に基づき実施行為を採択しようとする際、事前に諮問することが義務付けられている組織であり、各加盟国の代表によって構成され、欧州委員会の代表が委員長を務める (同規則第 3 条)。植月 献二「リスボン条約後のコミットロジ―手続―欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み―」『外国の立法』No.249, 2011.9, p.14. <<https://doi.org/10.11501/3050721>>

(36) エネルギー同盟及び気候行動のガバナンスに関する、欧州議会及び理事会規則 (EC) No 663/2009、(EC) No 715/2009、欧州議会及び理事会指令 94/22/EC、98/70/EC、2009/31/EC、2009/73/EC、2010/31/EU、2012/27/EU、2013/30/EU 及び理事会指令 2009/119/EC、(EU) 2015/652 を改正し、並びに欧州議会及び理事会規則 (EU) No 525/2013 を廃止する 2018 年 12 月 11 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) 2018/1999 (EEA 関連文書) (Regulation (EU) 2018/1999 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 on the Governance of the Energy Union and Climate Action, amending Regulations (EC) No 663/2009 and (EC) No 715/2009 of the European Parliament and of the Council, Directives 94/22/EC, 98/70/EC, 2009/31/EC, 2009/73/EC, 2010/31/EU, 2012/27/EU and 2013/30/EU of the European Parliament and of the Council, Council Directives 2009/119/EC and (EU) 2015/652 and repealing Regulation (EU) No 525/2013 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance.), OJ L 328, 21.12.2018, pp.1-77. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2018/1999/oj>>) 第 29 条第 5 項で、欧州委員会は 2021 年以降毎年、同規則に従って報告された情報に基づいて、努力分担規則第 4 条に規定する義務等について評価しなければならないと定められている。なお、エネルギー同盟のガバナンスに関する規則の概要は、島村 智子「【EU】エネルギー同盟のガバナンスに関する規則の制定」『外国の立法』No.279-2, 2019.5, pp.8-9. <<https://doi.org/10.11501/11281066>> を参照。

(37) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, EU-wide assessment of the final updated national energy and climate plans Delivering the Union's 2030 energy and climate objectives,” 27.5.2025, COM (2025) 274 final, p.3. <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:61de6ed0-3b8d-11f0-8a44-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF>

(38) パリ協定は、全ての国が温室効果ガスの排出量削減目標を定め、「国が決定する貢献 (Nationally Determined Contribution: NDC)」として 5 年ごとに提出・更新しなければならないとしている (同協定第 3 条、第 4 条)。EU は、これまで 2015 年 3 月 (温室効果ガスを 2030 年までに 1990 年比で 40% 以上削減)、2020 年 12 月 (2030 年までに 1990 年比で 55% 以上削減) に各目標を提出しており、2025 年 11 月には、温室効果ガスを 2035 年までに 1990 年比で 66.25 ~ 72.5% 削減するという新たな目標を提出した。濱野 前掲注 (5), p.19; “Submission by the Danish Presidency of the Council of the European Union and the European Commission on behalf of the European Union and its Member States,” 2025.11.5, pp.1,4. UNFCCC NDC Registry website <<https://unfccc.int/sites/default/files/2025-11/DK-2025-11-05%20EU%20NDC.pdf>>

候法を改正する規則（Regulation (EU) 2026/667）が制定され、同年4月7日に施行された⁽³⁹⁾。これらの目標は、努力分担規則の再改正又は同規則の後継となる2031年以降の各加盟国の排出量の分担を定める立法に影響を与えることは確実であり、今後の動向が注目される。

（たむら ゆうこ）

(39) Regulation (EU) 2026/667 of the European Parliament and of the Council of 11 March 2026 amending Regulation (EU) 2021/1119 as regards the setting of a Union intermediate climate target for 2040, OJ L, 2026/667, 18.3.2026. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2026/667/oj>> 同規則の概要は、田村祐子「【EU】欧州気候法の改正—2040年目標値の設定—」『外国の立法』No.308-1, 2026.7, p.29. <<https://doi.org/10.11501/14972683>> を参照。

パリ協定の下での約束を果たすための気候変動対策に貢献する、
2021 年から 2030 年までの加盟国による拘束力のある年次温室効果ガス
排出量削減及び規則 (EU) No 525/2013 の改正に関する 2018 年 5 月 30 日の
欧州議会及び理事会規則 (EU) 2018/842 (EEA 関連文書)

REGULATION (EU) 2018/842 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 30
May 2018 on binding annual greenhouse gas emission reductions by Member States from 2021 to 2030
contributing to climate action to meet commitments under the Paris Agreement and amending Regulation
(EU) No 525/2013 (Text with EEA relevance)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 田村 祐子訳

【目次】

- 第 1 条 主題
- 第 2 条 範囲
- 第 3 条 定義
- 第 4 条 2021 年から 2030 年までの期間における年次排出量水準
- 第 5 条 借入れ、繰越し、移転による柔軟性 [措置]
- 第 6 条 EU ETS 排出枠削減に伴う特定の加盟国の柔軟性 [措置]
- 第 7 条 LULUCF [土地利用、土地利用変化及び林業] からの純除去量の追加使用
- 第 8 条 是正のための行動
- 第 9 条 法令遵守の確認
- 第 10 条 調整
- 第 11 条 安全リザーブ
- 第 12 条 登録簿
- 第 13 条 委任の行使
- 第 14 条 委員会の手続
- 第 15 条 検討
- 第 15a 条 科学的助言
- 第 16 条 規則 (EU) No 525/2013 の改正

* この翻訳は、REGULATION (EU) 2018/842 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 30 May 2018 on binding annual greenhouse gas emission reductions by Member States from 2021 to 2030 contributing to climate action to meet commitments under the Paris Agreement and amending Regulation (EU) No 525/2013 (Text with EEA relevance) <<https://data.europa.eu/eli/reg/2018/842/2023-05-16>> の本文 (2023 年の Regulation (EU) 2023/857 of the European Parliament and of the Council of 19 April 2023 amending Regulation (EU) 2018/842 on binding annual greenhouse gas emission reductions by Member States from 2021 to 2030 contributing to climate action to meet commitments under the Paris Agreement, and Regulation (EU) 2018/1999 (Text with EEA relevance) <<https://data.europa.eu/eli/reg/2023/857/oj>> 以下「規則 (EU) 2023/857」という。) による改正を組み込んだ統合版) を邦訳したものである。この規則は、欧州経済領域 (European Economic Area) 加盟国のアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインにも適用される。注は全て訳者によるものであり、訳文中の [] 内の語句は、原語又は訳者による補記である。また、訳文本文中の「理事会」は全て EU 理事会 (Council of the European Union) を指す。「委員会 (Commission)」の訳は、「欧州委員会 (European Commission)」とし、第 14 条の「委員会 (Committee)」と区別した。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 7 月 10 日である。

第17条 施行

別表Ⅰ 第4条第1項による加盟国の温室効果ガス排出量の削減

別表Ⅱ 第6条による法令遵守のために考慮される、EU ETS 排出枠の限定的な取消しを行うことができる加盟国

別表Ⅲ この規則の第7条第1項 a 号及び aa 号による 2021 年から 2030 年までの期間の法令遵守のために加盟国が計算に入れることができる、規則（EU）2018/841 の対象である土地区分からの純除去総量

別表Ⅳ 第10条第2項による調整量

欧州議会及び EU 理事会は、EU 運営条約、特に第 192 条第 1 項⁽¹⁾を考慮して、[中略] この規則を採択した。

第1条 主題

この規則は、この規則の第2条の対象分野において、2030年に温室効果ガス排出量を2005年水準比で40%削減するというEUの目標を達成するために、2021年から2030年までの期間における加盟国の最低限の貢献に関する義務を定める。この規則は、遅くとも2050年までにEUにおいて気候中立「を達成する」という長期的な目標に貢献し、それ以降、マイナスの排出量を達成することを目的とする。それによってこの規則は、欧州議会及び理事会規則（EU）2021/1119（「欧州気候法」）⁽²⁾及びパリ協定の目標達成に貢献する。また、この規則は、年次排出割当量の決定に関する規定及び最低限の貢献を果たすことに向けた加盟国の進捗状況を査定するための規定を定める。

第2条 範囲

1. この規則は、欧州議会及び理事会規則（EU）2018/1999⁽³⁾により決定されているとおり、

-
- (1) 欧州連合（EU）運営条約（Treaty on the Functioning of the European Union. EU 機能条約とも訳すことがある。）は、EU 条約（Treaty on European Union）と並ぶ EU の基本条約である。EU 運営条約第 192 条第 1 項は、第 191 条に掲げる目標を達成するための措置を、欧州議会及び EU 理事会が通常立法手続に従って決定することを定めている。第 191 条は、環境政策の目的として、環境の質の保全・保護・改善、人間の健康の保護、天然資源の慎重かつ合理的な利用、地域又は世界規模の環境問題に対応する措置（特に気候変動との闘いに関する措置）の推進を挙げている。
- (2) 気候中立を達成するための枠組みを定め、規則（EC）No 401/2009 及び（EU）2018/1999 を改正する 2021 年 6 月 30 日の欧州議会及び理事会規則（EU）2021/1119（「欧州気候法」）（Regulation (EU) 2021/1119 of the European Parliament and of the Council of 30 June 2021 establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulations (EC) No 401/2009 and (EU) 2018/1999 ('European Climate Law'), OJ L 243, 9.7.2021, pp.1-17. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2021/1119/oj>>) 欧州気候法の解説及び翻訳は、濱野恵「欧州気候法—気候中立（温室効果ガス排出量実質ゼロ）目標の法定化—」『外国の立法』No.291, 2022.3, pp.1-28. <<https://doi.org/10.11501/12164992>> を参照。
- (3) エネルギー同盟及び気候行動のガバナンスに関する、欧州議会及び理事会規則（EC）No 663/2009、（EC）No 715/2009、欧州議会及び理事会指令 94/22/EC、98/70/EC、2009/31/EC、2009/73/EC、2010/31/EU、2012/27/EU、2013/30/EU 及び理事会指令 2009/119/EC、（EU）2015/652 を改正し、並びに欧州議会及び理事会規則（EU）No 525/2013 を廃止する 2018 年 12 月 11 日の欧州議会及び理事会規則（EU）2018/1999（EEA 関連文書）（Regulation (EU) 2018/1999 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 on the Governance of the Energy Union and Climate Action, amending Regulations (EC) No 663/2009 and (EC) No 715/2009 of the European Parliament and of the Council, Directives 94/22/EC, 98/70/EC, 2009/31/EC, 2009/73/EC, 2010/31/EU, 2012/27/EU and 2013/30/EU of the European Parliament and of the Council, Council Directives 2009/119/EC and (EU) 2015/652 and repealing Regulation (EU) No 525/2013 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance.), OJ L 328, 21.12.2018, pp.1-77. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2018/1999/oj>> 以下「ガバナンス規則」という。）同規則の概要は、島村智子「【EU】エネルギー同盟のガバナンスに関する規則の制定」『外国の立法』No.279-2, 2019.5, pp.8-9. <<https://doi.org/10.11501/11281066>> を参照。

IPCC [気候変動に関する政府間パネル]⁽⁴⁾ の排出源区分である、エネルギー、産業プロセス及び製品の使用、農業並びに廃棄物からの温室効果ガス排出量に適用されるが、「海運」活動並びに指令 2003/87/EC⁽⁵⁾ 第 14 条及び第 15 条の目的のためにのみ同指令別表 I⁽⁶⁾ に掲げる活動⁽⁷⁾ 以外の、同表に掲げる活動からの温室効果ガス排出量は除外される。

2. この規則の第 7 条及び第 9 条第 2 項に影響を及ぼすことなく、この規則は、規則 (EU) 2018/841⁽⁸⁾ の対象となる温室効果ガス排出量及び除去量には適用されない。
3. この規則の適用に当たっては、IPCC の排出源区分「1.A.3.A 民間航空機」からの CO₂ 排出量は、ゼロとして扱われるものとする。

第 3 条 定義

この規則の適用に当たっては、次の定義を適用する。

- (1) 「温室効果ガス排出量」とは、規則 (EU) No 525/2013⁽⁹⁾ により決定され、及びこの規

- (4) 気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change: IPCC) は、世界気象機関 (WMO) と国際連合環境計画 (UNEP) により設立された組織であり、その重要な役割は、各国政府の気候変動に関する政策に対し、科学的な基礎を与えることである。各国の政府から推薦された科学者が参加し、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、報告書を公表しており、IPCC の報告書は、世界中の政策決定者から引用され、「気候変動枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC)」(後掲注 (43)) を始めとする国際交渉や、国内政策のための基礎情報となっている。「IPCC とは」2016.6.30. 国立環境研究所ウェブサイト <<https://www.nies.go.jp/kanko/kankyogi/61/column2.html>>;「気候変動対策を科学的に!「IPCC」ってどんな組織?」2022.10.12. 経済産業省資源エネルギー庁ウェブサイト <<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyoku/ipcc.html>>
- (5) 共同体内の温室効果ガス排出枠取引制度を確立し、理事会指令 96/61/EC を改正する 2003 年 10 月 13 日の欧州議会及び理事会指令 2003/87/EC (EEA 関連文書) (Directive 2003/87/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 2003 establishing a scheme for greenhouse gas emission allowance trading within the Community and amending Council Directive 96/61/EC (Text with EEA relevance), OJ L 275, 25.10.2003, pp.32-46. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2003/87/2024-03-01>> 以下「EU ETS 指令」という。)
- (6) EU ETS 指令が適用される活動について、その種類 (一定規模以上の施設における燃料の燃焼、木材・繊維素材からのパルプの製造、ガラスの製造、アンモニアの製造等) と当該活動により生成される温室効果ガスの種類を表にまとめている (EU ETS 指令別表 I)。2009 年時点での同表の日本語訳は、ジェトロ海外調査部欧州課「EU-ETS 第三期間に向けた制度改正の概要」『ユーロトレンド』2009.4, pp.3-4. <https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000062/0904R3.pdf> を参照。2023 年 5 月 10 日の改正 (指令 (EU) 2023/959) により、同表の 7 項目の活動に数値の変更などが行われたほか、海運が新たに追加された。
- (7) EU ETS 指令別表 I (前掲注 (6)) に掲げる一定規模以上の一般廃棄物焼却施設における燃料の燃焼で、2024 年 1 月 1 日以降のものを指す。また、同指令第 14 条は別表 I の活動からの排出量の監視と報告に関して、第 15 条は、報告の検証並びに検証機関の認定及び監督に関して、それぞれ欧州委員会が実施行為を採択する義務を定めており、これに基づき採択された 2 つの実施規則 (Commission Implementing Regulation (EU) 2018/2066 及び Commission Implementing Regulation (EU) 2018/2067) が、排出量取引制度 (EU ETS) の監視・報告・検証についての実務上のルールとなっている。“Monitoring, reporting and verification.” European Commission website <https://climate.ec.europa.eu/eu-action/carbon-markets/eu-emissions-trading-system-eu-ets/monitoring-reporting-and-verification_en> なお、一般廃棄物焼却施設を EU ETS の対象とするか否かは現在検討段階にあり、2024 年 1 月 1 日から試験的に対象に含めて実施規則に基づく監視・報告・検証を行い、その結果を受けて、2026 年 7 月 31 日までに欧州委員会が欧州議会と EU 理事会に対して 2028 年以降本格的に一般廃棄物焼却施設を EU ETS の対象とするかを含めた実現可能性についての報告を行うとされている (EU ETS 指令第 14 条、第 15 条、第 30 条、別表 I)。
- (8) 土地利用、土地利用変化、林業からの温室効果ガス排出量及び除去量を 2030 年の気候及びエネルギー枠組みに含め、規則 (EU) 525/2013 及び決定 529/2013/EU を改正する 2018 年 5 月 30 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) 2018/841 (EEA 関連文書) (Regulation (EU) 2018/841 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on the inclusion of greenhouse gas emissions and removals from land use, land use change and forestry in the 2030 climate and energy framework, and amending Regulation (EU) No 525/2013 and Decision No 529/2013/EU (Text with EEA relevance), OJ L 156, 19.6.2018, pp.1-25. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2018/841/2023-05-11>> 以下「LULUCF 規則」という。)
- (9) 温室効果ガス排出量の監視及び報告並びに気候変動に関連するその他の情報の国家及び EU レベルでの報告のメカニズムに関する、並びに決定 No 280/2004/EC 号を廃止する規則 2013 年 5 月 21 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 525/2013 EEA 関連文書 (Regulation (EU) No 525/2013 of the European Parliament and of the Council of 21 May 2013 on a mechanism for monitoring and reporting greenhouse gas emissions and for reporting other information at national and Union level relevant to climate change and repealing Decision No 280/2004/EC Text with EEA relevance, OJ L 165, 18.6.2013, pp.13-40. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2013/525/oj>> 以下「監視メカニズム規則」という。)

則の適用範囲に含まれる二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、三ふっ化窒素 (NF₃) 及び六ふっ化硫黄 (SF₆) の CO₂ 換算トン単位とする排出量をいう。

(2) 「年次排出割当量」とは、[この規則の] 第 4 条第 3 項及び第 10 条により決定された 2021 年から 2030 年までの間の各年に許可される温室効果ガス排出量の最大量をいう。

(3) 「EU ETS 排出枠 [EU ETS allowance]」とは、指令 2003/87/EC 第 3 条 a 号⁽¹⁰⁾ に定義される「排出枠」をいう。

第 4 条 2021 年から 2030 年までの期間における年次排出量水準

1. 各加盟国は、2030 年において、少なくとも、この条の第 3 項により決定された、2005 年の温室効果ガス排出量に対して別表 I 第 2 欄で当該加盟国に設定された割合まで温室効果ガス排出量を制限しなければならない。

2. この規則の第 5 条、第 6 条及び第 7 条に規定する柔軟性 [措置] 並びにこの規則の第 10 条第 2 項による調整に従い、並びに決定 No 406/2009/EC 第 7 条⁽¹¹⁾ を適用した結果生じる控除を考慮して、各加盟国は、その温室効果ガス排出量について次の各号に掲げる事項を確保しなければならない。

(a) 2021 年及び 2022 年においては、この条の第 3 項により定められる、2016 年、2017 年及び 2018 年における当該加盟国の温室効果ガス排出量の平均値で開始し、並びにこの規則の別表 I 第 1 欄において当該加盟国に設定された 2030 年における上限で終了する、直線的な軌道 [linear trajectory] によって定義される上限を超えないこと。なお、加盟国の直線的な軌道は、2019 年から 2020 年までの期間の 12 分の 5 の時点又は 2020 年のいずれかで、当該加盟国の年次排出割当量がより少ない結果となる方から開始するものとする。

(b) 2023 年、2024 年及び 2025 年においては、当該年に関してこの条の第 3 項により定められる、2022 年における当該加盟国の年次排出割当量で開始し、及びこの規則の別表 I 第 2 欄において当該加盟国に設定された 2030 年における上限で終了する、直線的な軌道によって定義される上限を超えないこと。

(c) 2026 年から 2030 年までにおいては、規則 (EU) 2018/1999 第 26 条により、及びこの条の第 3 項に基づき当該加盟国によって提出される、2021 年、2022 年及び 2023 年における当該加盟国の温室効果ガス排出量の平均値で開始し、並びにこの規則の別表 I 第 2 欄において当該加盟国に設定された 2030 年における上限で終了する、直線的な軌道によって定義される上限を超えないこと。なお、加盟国の直線的な軌道は、2023 年から 2024 年までの期間の 12 分の 9 の時点から開始するものとする。

3. 欧州委員会は、この条の第 2 項において設定される直線的な軌道に基づき、2021 年から

(10) 「排出枠 (allowance)」とは、特定期間における CO₂ 換算で 1 トン相当量を排出することのできる枠をいう。排出枠は、EU ETS 指令の排出目標達成のためにのみ利用可能で、移転可能なものをいう (EU ETS 指令第 3 条 a 号)。訳語については、環境省『欧州連合排出量取引制度 European Union's Emission Trading Scheme 調査報告書』2006.3, p.4. 環境省ウェブサイト <<https://www.env.go.jp/content/900444458.pdf>> を参考にした。

(11) 2020 年までの共同体の温室効果ガス排出量削減約束を果たすための加盟国の温室効果ガス排出量削減の取組に関する 2009 年 4 月 23 日の欧州議会及び理事会決定 (Decision No 406/2009/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the effort of Member States to reduce their greenhouse gas emissions to meet the Community's greenhouse gas emission reduction commitments up to 2020, OJ L 140, 5.6.2009, pp.136-148. <<https://data.europa.eu/eli/dec/2009/406/oj>> 以下「努力分担決定」という。) 第 7 条は、加盟国が同決定に定める年次排出割当量を超過した場合の是正措置について規定する。

2030 年までの各加盟国の年次排出割当量を CO₂ 換算トンで定める実施行為 [implementing acts]⁽¹²⁾ を採択しなければならない。

2021 年及び 2022 年については、欧州委員会は、規則 (EU) No 525/2013 第 7 条⁽¹³⁾ により加盟国が提出した、2005 年、2016 年、2017 年及び 2018 年に関する最新の当該国のインベントリ⁽¹⁴⁾ データの総合的な検討に基づいて年次排出割当量を決定しなければならない、並びにこれらの年次排出割当量を決定するために使用された各加盟国の温室効果ガス排出量の 2005 年の値を示さなければならない。

2023 年、2024 年及び 2025 年については、欧州委員会は、この項の第 2 段落により示された各加盟国の温室効果ガス排出量の 2005 年の値並びに当該段落に規定する 2016 年、2017 年及び 2018 年に関する当該国のインベントリデータの検討済みの値に基づいて、年次排出割当量を決定しなければならない。

2026 年から 2030 年までについては、欧州委員会は、この項の第 2 段落により示された各加盟国の温室効果ガス排出量の 2005 年の値並びに規則 (EU) 2018/1999 第 26 条⁽¹⁵⁾ により加盟国が提出した 2021 年、2022 年及び 2023 年に関する最新の当該国のインベントリデータの総合的な検討に基づいて、年次排出割当量を決定しなければならない。

4. 第 3 項に規定する実施行為は、また、第 6 条第 3 項、第 3a 項及び第 3b 項により加盟国が通知する割合に基づいて、2021 年から 2030 年までの期間における第 9 条による加盟国の法令遵守を考慮した、総量を特定するものとする。全加盟国の総量の合算が合計 1 億 [EU ETS 排出枠] を超える場合には、各加盟国の当該総量は、合計が超過しないように一定の比率に基づいて削減されるものとする。
5. これらの実施行為は、第 14 条に規定する審査手続に基づき採択されるものとする。
6. 第 1 項及び第 2 項による温室効果ガス排出量を制限するための行動をとる際、加盟国は、

(12) 実施行為とは、法的拘束力を有する EU の行為のために EU 内で一律の条件が必要とされる場合に欧州委員会が採択するもの (EU 運営条約第 291 条第 2 項) で、実施規則、実施指令、実施決定がある。庄司克宏『新 EU 法 基礎篇』岩波書店、2013、pp.209-210。該当の実施行為は 2020 年 12 月に制定され、その後、2024 年と 2025 年に改正されている。欧州議会及び理事会規則 (EU) 2018/842 により 2021 年から 2030 年までの期間における加盟国の年間排出割当量を定める 2020 年 12 月 16 日の欧州委員会実施決定 (EU) 2020/2126 (EEA 関連文書) (Commission Implementing Decision (EU) 2020/2126 of 16 December 2020 on setting out the annual emission allocations of the Member States for the period from 2021 to 2030 pursuant to Regulation (EU) 2018/842 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance), OJ L 426, 17.12.2020, pp.58-64. <http://data.europa.eu/eli/dec_impl/2020/2126/2026-05-17>)

(13) 監視メカニズム規則第 7 条は、温室効果ガスインベントリに関する規定であり、加盟国は、毎年、努力分担決定に基づく温室効果ガス排出量等について決定し、欧州委員会に報告しなければならないとしている。

(14) インベントリとは、一定期間内に特定の物質がどの排出源・吸収源からどの程度排出・吸収されたかを示す一覧表のことで、気候変動・地球温暖化の文脈では、一国が 1 年間に排出・吸収する温室効果ガスの量を取りまとめたデータのことを、一般的に「温室効果ガスインベントリ (Greenhouse Gas Inventory)」と呼ぶ。UNFCCC 第 4 条 1 及び第 12 条 1 に基づき、我が国を含む附属書 I 締約国 (いわゆる先進国) は、毎年自国の温室効果ガスインベントリを作成し、4 月 15 日までに条約事務局へ提出することが義務付けられている。また、パリ協定においても、第 13 条 7(a) に基づいて温室効果ガスインベントリの提出が義務付けられている。「温室効果ガスインベントリの概要」環境省ウェブサイト <<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/overview.html>> EU レベルでは、監視メカニズム規則において、UNFCCC の要件に従って、CO₂ 等の温室効果ガスの排出源による排出量と吸収源による除去量を推計し、温室効果ガスインベントリの適時性、透明性、正確性、一貫性、比較可能性及び完全性を確保することを目的として、国別インベントリシステムを確立・運用する加盟国の義務 (監視メカニズム規則第 5 条) と、各加盟国のインベントリの適時性、透明性等の確保を目的として、EU インベントリシステムを確立・維持・運用する欧州委員会の義務 (同規則第 6 条) を定めている。

(15) ガバナンス規則第 26 条は、年次報告に関する規定であり、加盟国による欧州委員会への、前年の温室効果ガスインベントリの概算等の報告義務を定めている。

全ての関係者にとって公正かつ社会的に公平な移行を確保する必要性を考慮しなければならない。欧州委員会は、この点に関して加盟国を支援するためにガイダンスを発行することができる。

第5条 借入れ、繰越し、移転による柔軟性 [措置]

1. 2021年から2025年までについては、加盟国は、7.5%を上限とする量を翌年の年次排出割当量から借り入れることができる。
2. 2026年から2029年までについては、加盟国は、5%を上限とする量を翌年の年次排出割当量から借り入れることができる。
3. ある年の温室効果ガス排出量が当該年の年次排出割当量を下回る加盟国は、この条及び第6条による柔軟性 [措置] の使用を考慮し、次の行為を行うことができる。
 - (a) 2021年については、2021年の年次排出割当量の75%を上限として年次排出割当量の余剰分を翌年以降2030年まで繰り越す [bank] こと。
 - (b) 2022年から2029年までについては、当該年までの年次排出割当量の25%を上限として年次排出割当量の余剰分を翌年以降2030年まで繰り越すこと。
4. 加盟国は、ある年の年次排出割当量について、2021年から2025年までについては10%を上限として、2026年から2030年までについては15%を上限として、他の加盟国に移転することができる。受領する加盟国は、当該年又はそれ以降2030年まで、第9条による法令遵守のために、移転された量を使用することができる。
5. この条の第1項から第4項まで及び第6条による柔軟性 [措置] の使用を計算に入れて、ある年の検討済みの温室効果ガス排出量が、その年の年次排出割当量を下回る加盟国は、年次排出割当量の余剰分を他の加盟国に移転することができる。受領する加盟国は、その年又はそれ以降2030年まで、第9条による法令遵守のために、移転された量を使用することができる。
- 5a. 第4項及び第5項により年次排出割当量を移転する前に、加盟国は、規則 (EU) 2018/1999により設立された気候変動委員会に対し、ある年の年次排出割当量の一部を移転する意思を電子形式で通知しなければならない。
6. 加盟国は、第4項及び第5項により年次排出割当量を移転することによって生じる収益又は金銭的価値においてそれに相当する額を、EU又は第三国における気候変動に対処するために使用しなければならない。加盟国は、この項によりとられた行動について欧州委員会に通知し、及び容易にアクセス可能な形で公表しなければならない。
7. 第4項及び第5項による年次排出割当量の移転は、二重計上が回避され、かつ、トレーサビリティが確保されることを条件として、売却する加盟国で実施され、及び受領する加盟国によって報酬が支払われる、温室効果ガス削減のためのプロジェクト又はプログラムの結果であってもよい。
8. 加盟国は、二重計上回避を条件として、指令 2003/87/EC 第 24a 条第 1 項⁽¹⁶⁾により発行された、プロジェクトからのクレジットを、この規則の第9条による法令遵守のために量的制限なく使用することができる。

(16) EU ETS 指令第 24a 条は、温室効果ガス排出量削減プロジェクトに関する統一規定について定めるもので、同条第 1 項では、欧州委員会は、EU ETS 対象外の温室効果ガス排出量を削減するための加盟国が管理するプロジェクトに関して、排出枠又はクレジットを発行する措置を採択することができるとしている。

第 6 条 EU ETS 排出枠削減に伴う特定の加盟国の柔軟性 [措置]

1. この規則の別表 II に掲げる加盟国は、この規則による法令遵守のために計算に入れられる合計で最大 1 億 EU ETS 排出枠を上限として、限定的な取消し [limited cancellation] を行うことができる。当該取消しは、指令 2003/87/EC 第 10 条⁽¹⁷⁾ による当該加盟国のオークション割当量から行われるものとする。

2. この条の第 1 項により計算に入れられる EU ETS 排出枠は、決定 (EU) 2015/1814 第 1 条第 4 項⁽¹⁸⁾ の適用について流通する EU ETS 排出枠とみなされるものとする。

同決定第 3 条による最初の検討において、欧州委員会は、この項の第 1 段落に定める計算方法を維持するかどうかを考慮しなければならない。

3. 別表 II に掲げる加盟国は、第 9 条による法令遵守のために、当該各加盟国の 2021 年から 2030 年までの期間の各年について別表 II に掲げる割合を上限として、この条の第 1 項に規定する EU ETS 排出枠の限定的な取消しを利用する意思を、2019 年 12 月 31 日までに欧州委員会に通知しなければならない。

別表 II に掲げる加盟国は、2024 年に 1 回及び 2027 年に 1 回、通知された割合を改定することを決めることができる。その場合には、当該加盟国は、それぞれ 2024 年 12 月 31 日又は 2027 年 12 月 31 日までに欧州委員会にその旨を通知しなければならない。

3a. マルタは、第 9 条による法令遵守のために、2025 年から 2030 年までの各年について、別表 II に掲げる割合を上限として、この条の第 1 項に規定する EU ETS 排出枠の限定的な取消しを利用する意思がある場合には、2023 年 12 月 31 日までに欧州委員会に通知しなければならない。

3b. 第 3 項にかかわらず、別表 II に掲げる加盟国で、この条の第 1 項に規定する EU ETS 排出枠の限定的な取消しを利用する意思又は最大限利用する意思を 2019 年 12 月 31 日までに欧州委員会に通知していなかった国は、第 9 条による法令遵守のために、当該各加盟国の 2025 年から 2030 年までの期間の各年について別表 II に掲げる割合を上限として、EU ETS 排出枠の限定的な取消しを利用する意思又は更に利用する意思がある場合には、2023 年 12 月 31 日までに欧州委員会に通知しなければならない。

4. 加盟国の要請に応じて、指令 2003/87/EC 第 20 条第 1 項⁽¹⁹⁾ により指定された中央管理機関 (以下「中央管理機関」) は、この規則の第 9 条による加盟国の法令遵守のために、この規則の第 4 条第 4 項により決定された総量を上限とする量を考慮しなければならない。この

(17) EU ETS 指令第 10 条は、EU ETS における排出枠のオークションに関して、2019 年以降、加盟国は、無償割当て (EU ETS 指令第 10a 条及び第 10c 条に規定。)、市場安定リザーブ (決定 (EU) 2015/1814 (後掲注 (18)) に基づき、EU ETS 市場の長期安定化を目的として、排出枠の過剰供給を抑える制度。) 又は取消し (同指令第 12 条第 4 項に基づき、加盟国は、発電施設の閉鎖に際し、当該加盟国がオークションにかける排出枠の総量から一定量を取り消すことが強く推奨される。) の対象ではない全ての排出枠をオークションにかけるものとし、2021 年以降、オークションにかけられる排出枠の割合は全体の 57% とすると定めている。

(18) EU の温室効果ガス排出量取引制度のための市場安定化リザーブの設立及び運用に関する並びに指令 2003/87/EC を改正する 2015 年 10 月 6 日の欧州議会及び理事会決定 (EU) 2015/1814 (EEA 関連文書) (Decision (EU) 2015/1814 of the European Parliament and of the Council of 6 October 2015 concerning the establishment and operation of a market stability reserve for the Union greenhouse gas emission trading scheme and amending Directive 2003/87/EC (Text with EEA relevance), OJ L 264, 9.10.2015, pp.1-5. <<https://data.europa.eu/eli/dec/2015/1814/oj>>) 第 1 条第 4 項では、流通する排出枠の総量を欧州委員会が毎年公表する義務について定めている。

(19) EU ETS 指令第 20 条第 1 項は中央管理機関に関する規定であり、欧州委員会は、排出枠の発行、移転及び取消しを記録する取引ログの維持を目的として、中央管理機関を指定しなければならないと定めている。

規則の第4条第4項により決定された EU ETS 排出枠の総量の10分の1は、当該加盟国の2021年から2030年までの各年について、指令2003/87/EC第12条第4項⁽²⁰⁾により取り消されるものとする。この規則の第4条第4項により決定された EU ETS 排出枠の総量の6分の1は、この条の第3a項及び第3b項により欧州委員会に通知した加盟国の2025年から2030年までの各年について、指令2003/87/EC第12条第4項により取り消されるものとする。

5. 加盟国が、第3項に基づき、以前通知した割合を改定する決定を欧州委員会に通知した場合には、当該加盟国については、2026年から2030年までの各年又は2028年から2030年までの各年に関して、それぞれより少ない又はより多い量の EU ETS 排出枠が取り消されるものとする。

第7条 LULUCF [土地利用、土地利用変化及び林業] からの純除去量の追加使用

1. 加盟国の温室効果ガス排出量が、この規則の第5条第3項により繰り越された年次排出割当量を含む、ある年の年次排出割当量を超える場合には、次の各号に掲げる事項を条件として、規則(EU)2018/841の適用範囲に含まれる土地算定区分⁽²¹⁾を組み合わせたものからの純除去総量及び純排出総量の合算を上限とする量を、当該年におけるこの規則の第9条による法令遵守のために計算に入れることができる。
- (a) 当該加盟国の2021年から2025年までについて計算に入れられる累積量が、当該加盟国についてこの規則の別表IIIに定める純除去総量の最大量の半分以上を超えないこと。
 - (aa) 当該加盟国の2026年から2030年までについて計算に入れられる累積量が、当該加盟国についてこの規則の別表IIIに定める純除去総量の最大量の半分以上を超えないこと。
 - (b) 当該量が規則(EU)2018/841第4条⁽²²⁾による当該加盟国の要件を超過していること。
 - (c) 当該加盟国が、移転した量よりも多く、他の加盟国から規則(EU)2018/841による純除去量を入手していないこと。
 - (d) 当該加盟国が規則(EU)2018/841を遵守していること。
 - (e) 当該加盟国が規則(EU)No 525/2013第7条第1項第2段落⁽²³⁾により、この項に基づ

(20) EU ETS 指令第12条第4項は、排出枠保有者の要請に応じて排出枠がいつでも確実に取り消されるようにするために、加盟国が必要な措置を講ずる義務を定めている。

(21) 植林された土地 (afforested land)、伐採された土地 (deforested land)、管理された耕作地 (managed cropland) 等6つの区分 (category) をいう。温室効果ガスの排出量・除去量に関して、この土地算定区分ごとに個別の計上方式が適用される。なお、この区分は2021年から2025年までの期間のものであり、2026年からは森林、農地、草地等が新たな区分 (土地報告区分 (land reporting categories)) として設定され、計上方式について、2025年までは森林参照レベル (forest reference level) 方式及びグロスネット方式が適用されていたのに対して、2026年からは全ての区分にネットネット方式が適用される。“LULUCF target.” European Commission website <https://climate.ec.europa.eu/eu-action/climate-strategies-targets/progress-climate-action/eu-climate-action-progress-report-2025/chapter-4-land-use-sector_en>; 林野庁『森林吸収源インベントリ情報整備事業 (パリ協定下の森林吸収量算定にかかる技術的課題の分析・検討) 報告書 令和6年度』2025.3, pp.61, 64, 72. (国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP) により保存されたページ) <https://warp.ndl.go.jp/web/20250901224306/https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/attach/pdf/ondanka_zigyo-43.pdf> 森林参照レベル方式、グロスネット方式及びネットネット方式の詳細については、同, pp.94-95 を参照。

(22) LULUCF 規則第4条は、同規則第2条に定める区分における温室効果ガス除去量について、2030年のEU全体及び各加盟国の目標値等を規定する。

(23) 監視メカニズム規則第7条第1項第2段落は、この規則 (規則(EU)2018/842) に関する情報について加盟国と欧州委員会の義務を定める。加盟国は、報告書において、この規則の柔軟性 [措置] (第5条第4項及び第5項並びに第7条に規定) を使用する意思及び収益の使用 (第5条第6項に規定) について、欧州委員会に毎年報告しなければならない。欧州委員会は、加盟国から使用等に関する情報を受領後3か月以内に、監視メカニズム規則第26条に規定する委員会が当該情報を利用できるようにしなければならない。

き利用できる柔軟性〔措置〕を使用する意思を記載した文書を提出していること。

第 8 条 是正のための行動

1. 欧州委員会が、規則 (EU) 2018/1999 第 29 条⁽²⁴⁾ による年次評価において、並びにこの規則の第 5 条、第 6 条及び第 7 条に規定する柔軟性〔措置〕の使用目的を考慮して、加盟国がこの規則の第 4 条による義務を果たすために十分な進捗を図っていないと認めるときは、当該加盟国は、3 か月以内に、次の各号に掲げる事項を含む是正行動計画を欧州委員会に提出しなければならない。
 - (a) 当該加盟国が、これらの義務を果たすために十分な進捗を図っていない理由についての詳細な説明
 - (b) 加盟国がこれらの義務を果たすための取組を EU の資金がどのように支援してきたかについての〔評価〕及び加盟国が義務を果たすための進捗を図るために当該資金をどのように使用しようとしているかについての評価
 - (c) 規則 (EU) 2018/1999 による当該加盟国のエネルギー及び気候に関する総合的な国家計画を補完し、又はその実施を強化する追加的な行動であって、国内の政策及び措置並びに EU の行動の実施を通じて、これらの義務を果たすために実施すべきもので、かつ利用可能な場合には定量データに基づく、これらの行動の結果生じると想定される温室効果ガス排出量の削減に関する詳細な評価を伴うもの
 - (d) 当該行動を実施するための厳格な予定表であって、実施の年次の進捗に係る評価を可能にするもの。

加盟国が国内気候諮問機関を設立している場合には、加盟国は、第 1 段落 c 号に規定する必要な行動を特定するために、同機関の助言を求めることができる。

2. 欧州環境庁は、その年次作業計画に基づき、是正行動計画を評価する作業において欧州委員会を支援しなければならない。
3. 欧州委員会は、第 1 項に基づき提出された是正行動計画の堅牢性〔robustness〕に関して意見を表明することができ、その場合には、当該計画の受領後 4 か月以内に意見を表明しなければならない。該当する加盟国は、欧州委員会の意見を最大限考慮しなければならない。それに応じて是正行動計画を改定することができる。当該加盟国が欧州委員会の意見又はその実質的な部分に対処しない場合には、当該加盟国は、正当な弁明を欧州委員会に提出しなければならない。
4. 各加盟国は、第 1 項に規定する是正行動計画及び第 3 項に規定する正当な弁明を公表しなければならない。欧州委員会は、第 3 項に規定する意見を公表しなければならない。

第 9 条 法令遵守の確認

1. 2027 年及び 2032 年において、加盟国の検討済みの温室効果ガス排出量が、この条の第 2 項並びに第 5 条、第 6 条及び第 7 条により使用される柔軟性〔措置〕を計算に入れて、当該期間の特定の年の年次排出割当量を超える場合には、次の措置が適用されるものとする。
 - (a) 第 12 条により採択された措置に基づき、超過した温室効果ガス排出量に 1.08 の係数を

(24) ガバナンス規則第 29 条は、欧州委員会に、2 年ごとに、各国のエネルギー及び気候に関する進捗報告書等に基づいて、エネルギー同盟（①エネルギー安全保障、②エネルギー市場の統合、③省エネルギー化、④低炭素経済の実現、⑤再生可能エネルギー等に関する研究・開発の 5 分野に EU 全体として総合的に取り組むもの）の目標達成に向けた EU レベルでの進捗状況等を評価することを義務付けている。

乗じた CO₂ 換算トンに相当する量を、当該加盟国の翌年の温室効果ガス排出量に加えること。

- (b) 当該加盟国は、第 4 条を遵守するまで、年次排出割当量の他の加盟国への移転を一時的に禁止されること。

中央管理機関は、第 1 段落 b 号に規定する禁止を EU 登録簿⁽²⁵⁾において実施しなければならない。

2. 規則 (EU) 2018/841 第 12 条⁽²⁶⁾に基づき決定されたとおり、同規則第 4 条⁽²⁷⁾に規定する 2021 年から 2025 年の期間における加盟国の温室効果ガス排出量が除去量を超えた場合には、中央管理機関は、関連する年の当該加盟国の年次排出割当量から、これらの超過した温室効果ガス排出量に相当する量を CO₂ 換算トンで控除しなければならない。

第 10 条 調整

1. 欧州委員会は、次の各号に掲げる事項を反映するために、この規則の第 4 条による各加盟国の年次排出割当量を調整しなければならない。
- (a) 指令 2003/87/EC により採択された 2008 年から 2012 年までの期間に関する国別割当計画の最終承認に関する欧州委員会決定に基づき、同指令による排出源の対象範囲の変更の結果生じる、同指令第 11 条⁽²⁸⁾により発行された EU ETS 排出枠の量に対する調整
- (b) 加盟国における温室効果ガス排出量の削減に関して、指令 2003/87/EC 第 24 条⁽²⁹⁾及び第 24a 条⁽³⁰⁾の各条により発行された EU ETS 排出枠又はクレジットの量に対する調整
- (c) 指令 2003/87/EC 第 27 条⁽³¹⁾に基づき EU ETS から除外された施設からの温室効果ガス排出量に関して、除外されている期間の EU ETS 排出枠の量に対する調整
2. 別表 IV に含まれる量は、同別表に規定する各加盟国の 2021 年の年次排出割当量に加算されるものとする。
3. 欧州委員会は、当該調整の結果生じる数値を公表しなければならない。

第 11 条 安全リザーブ

1. 第 1 条に規定する EU の目標達成を条件として、CO₂ 換算で 1 億 500 万トンを上限とする安全リザーブを EU 登録簿に設けるものとする。安全リザーブは、第 5 条、第 6 条及び第 7 条に規定する柔軟性 [措置] に加えて利用できるものとする。
2. 加盟国は、次に掲げる条件を全て満たす場合に限り、安全リザーブの恩恵を受けることができる。

(25) EU ETS 排出枠の一元管理のためのデータベースで、欧州委員会が運営し、EU ETS 指令の対象となる設備の一覧や排出枠の取引に関する情報、事業者の CO₂ 排出量等が記録されている。“Union Registry.” European Commission website <https://climate.ec.europa.eu/eu-action/carbon-markets/eu-emissions-trading-system-eu-ets/union-registry_en>

(26) LULUCF 規則第 12 条は、一般的な柔軟性措置に関する規定である。加盟国の総排出量が総除去量を上回る場合であって、この規則 (規則 (EU) 2018/842) に基づく年間排出割当量の削減を申請したときは、当該削減された排出割当量を、LULUCF 規則の目標数値へ加算することができる等の柔軟性措置が定められている。

(27) 前掲注 (22) 参照。

(28) EU ETS 指令第 11 条は、国内実施措置に関する規定であり、第 2 項において、管轄当局が毎年 6 月 30 日までに当該年に割り当てられる排出枠を発行する義務を負うとしている。

(29) EU ETS 指令第 24 条は、欧州委員会による承認を条件として、加盟国が、別表 I に記載されていない活動及び温室効果ガスに、EU ETS 指令に従った排出枠取引を適用できると定めている。

(30) 前掲注 (16) 参照。

(31) EU ETS 指令第 27 条は、一定の条件を満たす小規模施設を EU ETS から除外する規定である。

- (a) 2016 年 4 月にユーロスタット [Eurostat] が公表した、2013 年の市場価格での一人当たり GDP が、EU 平均を下回っていること。
 - (b) この規則の対象分野における温室効果ガスの 2013 年から 2020 年までの累積排出量が、2013 年から 2020 年までの年次排出割当量の累積を下回ること。
 - (c) 2026 年から 2030 年までの期間において、次の行為にもかかわらず、温室効果ガス排出量が年次排出割当量を超えること。
 - (i) 第 5 条第 2 項及び第 3 項による柔軟性 [措置] を使い切った。
 - (ii) 純除去量が別表 III に定める水準に達しない場合でも、第 7 条に従って可能な限り最大限、純除去量を利用した。
 - (iii) 第 5 条による他の加盟国への純移転を行わなかった。
3. この条の第 2 項に定める条件を満たす加盟国は、第 9 条による法令遵守のために使用する、当該加盟国の不足量を上限として、追加量を安全リザーブから受領するものとする。その数量は、2013 年から 2020 年までの期間における当該加盟国の超過量全体の 20% を超えてはならない。
- この条の第 2 項に定める条件を満たす全ての加盟国が受領した結果としての合計量が、この条の第 1 項に規定する上限を超える場合には、各加盟国が受領する量は、一定の比率に基づいて削減されるものとする。
4. 第 3 項第 1 段落に基づく分配の後の安全リザーブの残存量は、同段落に規定する加盟国の間で、その残存不足量に比例し、不足量を超えない範囲で、分配されるものとする。これらの各加盟国について、その量は、同段落に規定する割合に加算することができる。
5. 2020 年について規則 (EU) No 525/2013 第 19 条⁽³²⁾に規定する検討が完了した後、欧州委員会は、この条の第 2 項 a 号及び b 号の条件を満たす各加盟国について、この条の第 3 項第 1 段落に規定する 2013 年から 2020 年までの期間における超過量全体の 20% に相当する量を公表しなければならない。

第 12 条 登録簿

1. 欧州委員会は、次の各号に掲げる事項に関して、EU 登録簿を通じてこの規則による正確な計算方法を確保することを目的として、この規則を補完するために第 13 条に基づき、委任行為 [delegated acts]⁽³³⁾ を採択しなければならない。
- (a) 年次排出割当量
 - (b) 第 5 条、第 6 条及び第 7 条により行使される柔軟性 [措置]
 - (c) 第 9 条による法令遵守の確認
 - (d) 第 10 条による調整

(32) 監視メカニズム規則第 19 条は、加盟国が提出したインベントリデータの包括的な検討（提出された情報の透明性、正確性、一貫性等の検証等を含む。）の実施を欧州委員会に義務付けている。

(33) 委任行為とは、EU 運営条約第 290 条に基づき欧州委員会が採択する非立法行為（non legislative acts）であり、立法行為（legislative acts. 規則、指令、決定を指す。）の非本質的要素を修正又は補足するものである。委任規則、委任指令、委任決定が存在し、「一般的適用性を有する非立法行為」の性格を伴う。“Delegated acts.” European Union website <<https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/glossary/delegated-acts.html>>; 庄司 前掲注 (12) 該当するものとして、次の欧州委員会委任規則が採択されている。Commission Delegated Regulation (EU) 2019/1122 of 12 March 2019 supplementing Directive 2003/87/EC of the European Parliament and of the Council as regards the functioning of the Union Registry, OJ L 177 2.7.2019, pp.3-62. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02019R1122-20250626>>

(e) 第 11 条による安全リザーブ

2. 中央管理機関は、この規則の結果生じる EU 登録簿における各取引について自動確認を行い、及び必要な場合には、不正がないことを確実にするために取引を遮断しなければならない。
3. 第 1 項 a 号から e 号まで及び第 2 項に規定する情報は、公衆がアクセスできるようにしなければならない。

第 13 条 委任の行使

1. 委任行為を採択する権限は、この条に規定する条件に従い、欧州委員会に付与される。
2. 第 7 条第 2 項⁽³⁴⁾ 及び第 12 条第 1 項に規定する委任行為を採択する権限は、2018 年 7 月 9 日から 5 年間、欧州委員会に付与されるものとする。欧州委員会は、この 5 年の期間が終了する日の 9 か月前までに、権限の委任に関する報告書を作成しなければならない。この権限の委任〔の期間〕は、欧州議会又は理事会が各期間の終了の日の 3 か月前までに反対しない限り、同一の期間、黙示的に〔tacitly〕延長されるものとする。
3. 第 7 条第 2 項及び第 12 条第 1 項に規定する権限の委任は、欧州議会又は理事会によっていつでも撤回〔revoke〕され得る。撤回の決定は、当該決定において特定される権限の委任を終了させるものとする。この決定は、『EU 官報』においてこの決定が掲載された日の翌日又はその翌日以降の特定された日に効力を生じるものとする。この決定は、既に発効しているいかなる委任行為の効力にも影響を与えてはならない。
4. 委任行為の採択の前に、欧州委員会は、より良い法の形成〔Better Law-Making〕に関する 2016 年 4 月 13 日の機関間合意に規定された原則に従い、各加盟国によって指名された有識者〔expert〕に諮問しなければならない。
5. 欧州委員会は、委任行為を採択したときは、直ちに当該行為を欧州議会及び理事会に同時に通知しなければならない。
6. 第 7 条第 2 項及び第 12 条第 1 項により採択された委任行為は、欧州議会及び理事会への当該行為の通知から 2 か月以内に欧州議会若しくは理事会のいずれからも異議が表明されなかった場合又は当該期間の満了前に欧州議会及び理事会の双方が欧州委員会に対し異議を申し立てない旨を通知した場合にのみ効力を生ずるものとする。この期間は、欧州議会又は理事会の発意により 2 か月延長されるものとする。

第 14 条 委員会の手続

1. 欧州委員会は、規則 (EU) No 525/2013 により設立された気候変動委員会に補佐されるものとする。当該委員会は、規則 (EU) No 182/2011⁽³⁵⁾ の意義における委員会⁽³⁶⁾ とする。

(34) 第 7 条第 2 項は、欧州委員会は土地算定区分に関する別表 III の表題を改める委任行為を定めなければならないと規定していたが、2023 年の規則 (EU) 2023/857 による改正時に別表 III の表題が現行のものに改められたことで委任行為の制定は不要となったため、当該規定は削除された (規則 (EU) 2023/857 前文 (20))。

(35) 各加盟国が欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組みに関する規定及び一般原則を定める 2011 年 2 月 16 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 182/2011 (Regulation (EU) No 182/2011 of the European Parliament and of the Council of 16 February 2011 laying down the rules and general principles concerning mechanisms for control by Member States of the Commission's exercise of implementing powers, OJ L 55, 28.2.2011, pp.13-18. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2011/182/oj>> 以下「規則 (EU) No 182/2011」という。) 同規則の解説及び抄訳は、植月 献二「リスボン条約後のコミットロジー手続—欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み—」『外国の立法』No.249, 2011.9, pp.3-28. <<https://doi.org/10.11501/3050721>> を参照。

(36) EU 立法に基づき実施行為を採択しようとする際、事前に諮問することが義務付けられている組織である。各加盟国の代表によって構成され、欧州委員会の代表が委員長を務める (規則 (EU) No.182/2011 第 3 条)。植月 同上, p.14.

2. この項への言及がなされる場合には、規則 (EU) No 182/2011 第 5 条⁽³⁷⁾ が適用されるものとする。

第 15 条 検討

- 特に、変化する国内情勢、経済の全分野が温室効果ガス排出量の削減に貢献する方法、国際的な進展並びにパリ協定及び規則 (EU) 2021/1119 の長期的な目標を達成するために行われる取組を考慮して、この規則の検討を継続するものとする。
- 欧州委員会は、パリ協定第 14 条により合意された各グローバル・ストックテイク⁽³⁸⁾ から 6 か月以内に、年次排出割当量の需給バランスを含むこの規則の運用並びに規則 (EU) 2021/1119 による EU の気候目標及びパリ協定の目標への貢献に関する、この規則の別表 I に含まれる国別温室効果ガス排出量削減目標の適合性についての報告書を欧州議会及び理事会に提出しなければならない。当該報告書は、特に、2030 年以降の枠組みにおける EU 及び加盟国による必要な温室効果ガス排出量の削減に鑑み、追加的な EU の政策及び措置の必要性の評価を含むものとする。同報告書は、規則 (EU) 2021/1119 第 4 条第 4 項⁽³⁹⁾ に規定する EU の温室効果ガス予測指標予算並びに遅くとも 2050 年までに気候中立目標を達成するための加盟国間の公平性及び連帯並びに費用対効果の両方を向上させることの重要性を考慮し、当該目標に適合する、この規則の対象となる、温室効果ガス排出量削減の道筋の評価も含むものとする。同報告書には、適切な場合には、立法提案を添付することができる。

第 1 段落に規定する報告書は、規則 (EU) 2018/1999 第 15 条第 1 項により作成され、及び提出された加盟国の長期的戦略並びに同規則第 15 条第 9 項により欧州委員会が行う同戦略の評価を考慮するものとする。

第 15a 条 科学的助言

欧州議会及び理事会規則 (EC) No 401/2009 第 10a 条⁽⁴⁰⁾ により設立される気候変動に関する欧州科学諮問委員会（以下「諮問委員会」）は、この規則による EU の措置、気候目標、年次排出量の水準及び柔軟性〔措置〕に関して、自発的に科学的助言を提供し、又は報告書を発行することができる。欧州委員会は、特にこの規則の対象分野における温室効果ガスの更なる排出量削減を目的とする今後の措置に関して、諮問委員会の関連する助言及び報告書を考慮しなければならない。

(37) 規則 (EU) No.182/2011 第 5 条は、欧州委員会が作成した実施行為案の採択に係る、委員会における審査手続について規定している。

(38) パリ協定第 14 条は、同協定の目的及び長期目標の達成に向けた世界全体としての進捗の査定（グローバル・ストックテイク）を、初回は 2023 年に、その後は 5 年ごとに実施し、その結果を、締約国の取組の更新や強化のため、締約国に情報提供するとしている。初回は、COP28 において 2023 年 12 月に公表された。“Why the Global Stocktake is Important for Climate Action this Decade.” United Nations website <<https://unfccc.int/topics/global-stocktake/about-the-global-stocktake/why-the-global-stocktake-is-important-for-climate-action-this-decade>>

(39) 欧州気候法第 4 条は、EU の中間目標値を定める規定であり、同条第 4 項では、2040 年気候目標値に関する立法提案を作成する際に、同時に、別の報告書において、2030 年から 2050 年までの期間に、パリ協定に基づき EU が宣言した削減目標を損なうことなく EU が排出できると予想される温室効果ガスの純排出量を、EU の温室効果ガス予測指標予算（projected indicative Union greenhouse gas budget）として公表する欧州委員会の義務について定めている。

(40) 欧州環境庁並びに欧州環境情報及び観測ネットワークに関する 2009 年 4 月 23 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) 401/2009 (Regulation (EC) No 401/2009 of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the European Environment Agency and the European Environment Information and Observation Network (Codified version), OJ L 126, 21.5.2009, pp.13-22. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2009/401/2021-07-29>>) 第 10a 条は、欧州気候法による同規則の改正で新設された規定であり、気候変動に関する欧州化学諮問委員会の設立について定める。

第16条 規則（EU）No 525/2013の改正

規則（EU）No 525/2013 を次のとおり改正する⁽⁴¹⁾。

(1) 第7条⁽⁴²⁾において、第1項を次のとおり改める。

(a) 次の号を加える。

「(aa) 2023年以降、UNFCCC〔国際連合気候変動枠組条約〕⁽⁴³⁾の報告要件に基づいて、欧州議会及び理事会規則（EU）2018/842第2条に規定する、報告年の2年前における人為的な排出源による温室効果ガス排出量」

(b) 第2段落を次のとおり改める。

「加盟国は、報告書において、規則（EU）2018/842第5条第4項及び第5項並びに第7条に定める柔軟性〔措置〕を使用する意思並びに同規則第5条第6項に基づく収益の使用について、欧州委員会に毎年通知しなければならない。欧州委員会は、加盟国から当該情報を受領後3か月以内に、この規則の第26条⁽⁴⁴⁾に規定する委員会が当該情報を利用できるようにしなければならない。」

(2) 第13条第1項c号⁽⁴⁵⁾に次のように加える。

「(ix) 2023年以降、規則（EU）2018/842による義務を果たすために実施された国家の政策及び措置に関する情報並びに同規則による約束の範囲を超えて温室効果ガス排出量を制限する観点から想定される、追加で計画された国家の政策及び措置に関する情報」

(3) 第14条第1項⁽⁴⁶⁾に次の号を加える。

「(f) 2023年以降、規則（EU）2018/842及び指令2003/87/ECの対象となる排出源の温室効果ガス総排出量の予測値及び予測される温室効果ガス排出量の個別推定値」

(4) 第21条第1項⁽⁴⁷⁾に次の号を加える。

(41) 監視メカニズム規則は、ガバナンス規則の制定に伴い、その内容をガバナンス規則に引き継ぐ形で廃止された。監視メカニズム規則の改正箇所に関しては、それぞれ①監視メカニズム規則第7条第1項aa号及び同項第2段落はガバナンス規則第26条第3項並びに附属書V第1部a号及びn号へ、②監視メカニズム規則第13条第1項c号ixは、ガバナンス規則第18条第1項及び附属書VI d号へ、③監視メカニズム規則第14条第1項f号は、ガバナンス規則第18条第1項及び附属書VII b号へ、④監視メカニズム規則第21条第1項c号は、ガバナンス規則第29条第5項b号へと引き継がれた。

(42) 前掲注(13)参照。

(43) 国際連合気候変動枠組条約（UNFCCC）は、1992年5月に採択され、1994年3月に発効した（2025年6月時点の締約国数は198か国・機関）。大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の濃度を安定化させることを究極の目的とし、本条約に基づき、1995年からほとんど毎年、国際連合気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されている。「気候変動に関する国際枠組み」2025.6.5. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page22_003283.html>

(44) 監視メカニズム規則第26条は、欧州委員会が気候変動委員会（規則（EU）No 182/2011に定義される委員会）の補佐を受ける義務を負うと定めていた。

(45) 監視メカニズム規則第13条第1項は、加盟国による政策及び措置についての欧州委員会への報告義務に関する規定である。同項c号は、報告事項の1つを掲げるものであり、排出源による温室効果ガス排出を制限・削減し、又は吸収源による除去を促進する国家政策・措置及びEUの政策・措置の実施に関する情報として(i)政策又は措置の目的及びその概要、(ii)政策手段の種類等8項目を含むものとする規定していた。

(46) 監視メカニズム規則第14条第1項は、加盟国による排出量等の予測に関する欧州委員会への報告義務を規定していた。具体的には、加盟国は、温室効果ガス排出量及び除去量に関して、(a)措置を行わなかった場合、措置を行った場合、追加措置を行った場合のそれぞれについての予測、(b)EU ETS指令及び努力分担決定の対象となる排出源からの温室効果ガス排出量の推定値等を含む、国家予測を欧州委員会に毎年報告しなければならないと定めていた。

(47) 監視メカニズム規則第21条第1項は、加盟国から報告された情報に基づいて、加盟国が(a)UNFCCC及び京都議定書並びに(b)努力分担決定に定める義務を達成するための進捗状況を、欧州委員会が毎年評価しなければならないと定めていた。

「(c) 規則 (EU) 2018/842 第 4 条による義務。当該査定は、EU の政策及び措置の進捗状況並びに加盟国からの情報を考慮するものとする。当該査定には、2 年ごとに、経済全体の [economy-wide] 温室効果ガス排出量の削減に関する EU の約束を含む、パリ協定に基づく国が決定する貢献 [(Nationally Determined Contribution: NDC)]⁽⁴⁸⁾ の実施に向けた EU の予測される進捗状況及び同規則による義務の履行に向けた加盟国の予測される進捗状況も含むものとする。」

第 17 条 施行

この規則は、『EU 官報』への掲載日の翌日から起算して 20 日目に施行するものとする。

この規則は、その全体が拘束力を有し、全ての加盟国に対し直接適用されるものとする。

(48) パリ協定は、全ての国が温室効果ガスの排出量削減目標を定め、「国が決定する貢献 (Nationally Determined Contribution: NDC)」として 5 年ごとに提出・更新しなければならないとしている (同協定第 3 条、第 4 条)。EU は、これまで 2015 年 3 月 (温室効果ガスを 2030 年までに 1990 年比で 40% 以上削減)、2020 年 12 月 (2030 年までに 1990 年比で 55% 以上削減) に各目標を提出しており、2025 年 11 月には、温室効果ガスを 2035 年までに 1990 年比で 66.25 ~ 72.5% 削減するという新たな目標を提出した。濱野 前掲注 (2), p.19; “Submission by the Danish Presidency of the Council of the European Union and the European Commission on behalf of the European Union and its Member States,” 2025.11.5, pp.1,4. UNFCCC NDC Registry website <<https://unfccc.int/sites/default/files/2025-11/DK-2025-11-05%20EU%20NDC.pdf>>

別表Ⅰ 第4条第1項による加盟国の温室効果ガス排出量の削減

	第4条第3項に従い決定される、2005年の水準に対する 2030年の加盟国の温室効果ガス排出量の削減	
	第1欄	第2欄
ベルギー	-35%	-47%
ブルガリア	-0%	-10%
チェコ共和国	-14%	-26%
デンマーク	-39%	-50%
ドイツ	-38%	-50%
エストニア	-13%	-24%
アイルランド	-30%	-42%
ギリシャ	-16%	-22.7%
スペイン	-26%	-37.7%
フランス	-37%	-47.5%
クロアチア	-7%	-16.7%
イタリア	-33%	-43.7%
キプロス	-24%	-32%
ラトビア	-6%	-17%
リトアニア	-9%	-21%
ルクセンブルク	-40%	-50%
ハンガリー	-7%	-18.7%
マルタ	-19%	-19%
オランダ	-36%	-48%
オーストリア	-36%	-48%
ポーランド	-7%	-17.7%
ポルトガル	-17%	-28.7%
ルーマニア	-2%	-12.7%
スロベニア	-15%	-27%
スロバキア	-12%	-22.7%
フィンランド	-39%	-50%
スウェーデン	-40%	-50%

別表Ⅱ 第 6 条による法令遵守のために考慮される、EU ETS 排出枠の限定的な
取消しを行うことができる加盟国

	第 4 条第 3 項に従い決定される、2005 年に対する温室効果 ガス排出量の割合の上限
ベルギー	2%
デンマーク	2%
アイルランド	4%
ルクセンブルク	4%
マルタ	7%
オランダ	2%
オーストリア	2%
フィンランド	2%
スウェーデン	2%

別表Ⅲ この規則の第7条第1項 a 号及び aa 号による 2021 年から 2030 年までの期間の法令遵守のために加盟国が計算に入れることができる、規則 (EU) 2018/841 の対象である土地区分からの純除去総量

	100 万 CO ₂ 換算トンで表した最大量
ベルギー	3.8
ブルガリア	4.1
チェコ共和国	2.6
デンマーク	14.6
ドイツ	22.3
エストニア	0.9
アイルランド	26.8
ギリシャ	6.7
スペイン	29.1
フランス	58.2
クロアチア	0.9
イタリア	11.5
キプロス	0.6
ラトビア	3.1
リトアニア	6.5
ルクセンブルク	0.25
ハンガリー	2.1
マルタ	0.03
オランダ	13.4
オーストリア	2.5
ポーランド	21.7
ポルトガル	5.2
ルーマニア	13.2
スロベニア	1.3
スロバキア	1.2
フィンランド	4.5
スウェーデン	4.9
最大総量	262.2

別表Ⅳ 第 10 条第 2 項による調整量

	CO ₂ 換算トン
ブルガリア	1,602,912
チェコ共和国	4,440,079
エストニア	145,944
クロアチア	1,148,708
ラトビア	1,698,061
リトアニア	2,165,895
ハンガリー	6,705,956
マルタ	774,000
ポーランド	7,456,340
ポルトガル	1,655,253
ルーマニア	10,932,743
スロベニア	178,809
スロバキア	2,160,210

(たむら ゆうこ)